

自動運転における 損害賠償責任に関する状況について

物流・自動車局保障制度参事官室
10月23日(水)

自動運転の社会実装に向けた重点施策（例）

第6回SWG資料抜粋

(2) 事故原因究明等を通じた再発防止		(3) 被害が生じた場合における補償の在り方	
事故・ニアミス情報等の収集・分析・利用（マクロ）		⑫（自賠法における損害賠償責任に関し検討【国交省】） 国交省報告書（H30）を踏まえ、運行供用者責任の考え方、被害者補償の在り方等の点を含め、自賠法における損害賠償責任に関し検討を2024年度より行い、2025年中にとりまとめを行う。	
⑨（検証・分析のための情報共有の仕組みの検討【国交省／警察庁】） 軽微な事故やニアミス等について、必要な情報を収集して、安全性向上に向けた検証・分析・提供を行うための仕組みについて検討を2024年度より行い、2025年度にかけてとりまとめを行う。	短期	※SWGにおいて、求償権行使のための仕組みの実効性に関し、自動車メーカーと保険会社における協力体制の構築について進捗共有を行う。	
⑩（報告・共有すべきデータ範囲、目的、方法等に係る検討【経産省／国交省】） 2024年度から行う「デジタルライフライン全国総合整備計画」のアーリーハーベストプロジェクトにおける実証やその他の実証等を踏まえ、2025年度以降車両内部、外部、交通参加者、環境それぞれが報告・共有すべきデータ範囲（項目・保存期間・形式）、目的、方法、収集の主体等について、国際的な議論も踏まえつつ検討を行うとともに、安全性向上に向けた検証・分析・提供を行うための仕組みについて検討を行う。	中長期	(4) その他 ⑬（製造物全般に及ぶ製造物責任について調査・検討【消費者庁他】） 2024年度以降より継続して、製造物全般に及ぶ製造物責任について調査及び検討を行う。	
⑪（インフラから提供する情報の有用性等に係る検討【国交省他】） 2024年度から行う実証等を踏まえて、2025年度以降インフラから提供する情報の有用性等について検討を行う。	中長期		

AI 時代における自動運転車の社会的ルール の在り方検討サブワーキンググループ報告書(抜粋)

自賠法における損害賠償責任については、国土交通省「自動運転における損害賠償責任に関する検討会報告書」（2018 年3月）において、レベル4までの自動運転については、従来の運行供 用者責任は維持することと整理されている。しかしながら、その後、2023 年に施行された改正道 路交通法により特定自動運行制度が創設されるとともに、自動運転車メーカーと運送事業者とが 協業して旅客運送事業を行うという新たなビジネスモデルも検討されており、更なる自動運転車の普及が見込まれている。このため、2026 年初頭予定とされているロボットタクシーの実装まで に、改めてレベル3及びレベル4の普及期における運行供用者責任について整理することが求められる。さらに、中長期的には、レベル5のオーナーカーに係る運行供用者責任の考え方 83)についても、技術の進展や新たなビジネスモデルの状況も踏まえつつ検討していくことが求められる。

1. 検討事項

自動運転における自賠法の損害賠償責任の課題について、迅速な被害者救済の確保、負担の納得感、国際的な議論の状況、関係行政機関における制度面の取組み等に留意して検討を行う。

2. スケジュール

第1回：平成28年11月2日（水）

- ・ 自動運転を巡る国内・国際動向について
- ・ 自賠法における検討事項

第2回：平成29年2月28日（火）

- ・ 外国における事故時の責任関係のあり方の検討等について
- ・ 第1回研究会における議論等について

第3回：平成29年4月26日（水）

- ・ 論点整理

第4回：平成29年9月27日（水）

- ・ 各論点についての議論等

第5回：平成30年1月26日（金）

- ・ 研究会報告書(素案)について
※大筋の内容について了承

第6回：平成30年3月20日（火）（持ち回り開催）※報告書のとりまとめ・公表

3. 主な論点

現在の**自賠法では、民法の特則として、運行供用者（所有者等）に事実上の無過失責任**を負わせている（免責3要件を立証しなければ責任を負う）が、**自動運転システム利用中の事故においても本制度を維持することの是非が最大の論点**。

【免責3要件】

- ・ 自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと
- ・ 被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと
- ・ 自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたこと

4. 委員等

（委員）

落合 誠一	東京大学名誉教授（座長）
甘利 公人	上智大学法学部教授
窪田 充見	神戸大学大学院法学研究科教授
古笛 恵子	弁護士
福田 弥夫	日本大学危機管理学部長
藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授（敬称略）
藤村 和夫	日本大学法学部教授

（オブザーバー）

一般社団法人日本損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、損害保険料率算出機構、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、株式会社三菱総合研究所、一般社団法人日本自動車会議所、一般社団法人日本自動車工業会、一般財団法人日本自動車研究所、一般社団法人日本自動車連盟、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、金融庁監督局保険課、法務省民事局、経済産業省製造産業局自動車課



① 自動運転システム利用中の事故における自賠法の「**運行供用者責任**」をどのように考えるか。

⇒ 自動運転システム利用中の事故により生じた損害について、「従来の運行供用者責任を維持しつつ、保険会社等による自動車メーカー等に対する求償権行使の実効性確保のための仕組みを検討する」ことが適当である。

また、求償の実行性確保のための仕組みとして、リコール等に関する情報の活用のほか、

- ・ EDR等の事故原因の解析にも資する装置の設置と活用のための環境整備
- ・ 保険会社と自動車メーカー等による円滑な求償のための協力体制の構築
- ・ 自動運転車の安全性向上等に資するような、自動運転中の事故の原因調査等を行う体制整備の検討などの選択肢として考えられ、これらの具体的内容等については、関係省庁等が連携して、引き続き検討していくことが重要。

② **ハッキングにより引き起こされた事故の損害（自動車の保有者が運行供用者責任を負わない場合）について、どのように考えるか。**

⇒ 自動車の保有者等が必要なセキュリティ対策を講じていない場合等を除き、盗難車による事故と同様に政府保障事業で対応することが適当である。

③ 自動運転システム利用中の自損事故について、自賠法の保護の対象（「**他人**」）をどのように考えるか。

⇒ 現在と同様に自賠法の保護の対象とせず、任意保険（人身傷害保険）等で対応することが適当である

④ 「**自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと**」について、どのように考えるか。

⇒ 自動運転車に対応した従来と異なる注意義務として、自動運転システムのソフトウェアやデータ等のアップデートをする等の注意義務を負うことも考えられる

⑤ **地図情報やインフラ情報等の外部データの誤謬、通信遮断等により事故が発生した場合、自動車の「構造上の欠陥又は機能の障害」があるといえるか。**

⇒ 外部データの誤謬や通信遮断等の事態が発生した際も自動車が安全に運行できるべきであり、かかる安全性を確保することができていない自動運転システムは、「構造上の欠陥又は機能の障害」があるとされる可能性があると考えられる。

【参考：自動車損害賠償保障法】
（自動車損害賠償責任）

第三条 **自己のために自動車を運行の用に供する者**は、その運行によつて**他人**の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、**自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたこと**を証明したときは、この限りでない。

【以下の進捗状況】

- ・EDR等の事故原因の解析にも資する装置の設置と活用のための環境整備
- ・保険会社と自動車メーカー等による円滑な求償のための協力体制の構築
- ・自動運転車の安全性向上等に資するような、自動運転中の事故の原因調査等を行う体制整備の検討

事故原因の解析にも資する装置の設置と活用のための環境整備

- ・ 令和3年及び令和6年の法令改正により、事故時の車両に関する情報(加速度、ステアリング操作、衝突被害軽減ブレーキの作動状態等)を記録するために備える事故情報計測・記録装置(EDR:Event Data Recorder)の備付けが義務化された。

円滑な求償のための協力体制の構築

- ・ 現在、レベル3では自賠責保険において、事故原因の究明を目的として自動車メーカーから自動運転車に記録されたデータを保険会社に提供してもらうスキームの構築を進めている。事故状況を把握するためのデータ提供を受けられる協力体制がレベル4以上でも構築できれば、迅速な保険金支払い(迅速な被害者救済の確保)が可能と考える。
(AI時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討 サブワーキンググループ(第4回)損保協会資料より抜粋)

事故の原因調査等を行う体制整備の検討

- ・ 責任追及から分離された事故原因究明を通じて再発防止を図るべく、運輸安全委員会における自動運転車に係る事故調査の体制の確保について検討中。
※自動運転WG第4回(3月)において、運輸安全委員会における自動運転車に係る事故調査体制案について報告される予定